

事業計画書

令和6年 10月 22日

三重県知事 様

住所：三重県四日市市富田三丁目22番79号

事業計画者 氏名：三岐通運株式会社
代表取締役 土城 淳
電話番号：059-365-6331

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	設備の老朽化更新に伴い破砕機変更 (切断機2基→破砕機1基)
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	三重県いなべ市北勢町中山字宮ノ南111-7
産業廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破砕施設 (廃タイヤに限る)
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除き、廃タイヤに限る) (上記品目は、水銀使用産業廃棄物を除く)
産業廃棄物の処理施設の処理能力	12.0 t/日(8h)×1基
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	別紙のとおり 資料(平面図)参照
産業廃棄物の処理施設の処理方式	2軸破砕機による破砕
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	別紙のとおり 資料(平面図/側面図)参照
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	発生しない
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	発生しない
悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	別紙のとおり 書類(生活環境調査)参照
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	なし

(規格A4版)



産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	発生しない	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	発生しない	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	維持管理計画書に従い管理する(別紙のとおり 維持管理計画参照)	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和6年 11月 13日 19時 00分 ~ 20時 00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	北勢町中山自治会館 (30人程度)
	周 知 の 方 法	自治会長、役員を通じて周知する
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	ホームページにて掲載
	公 告 予 定 日	令和6年 10月 29日
	縦 覧 場 所	三岐通運株式会社 環境資源事業部 事務所
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和6年 10月 29日
	縦 覧 時 間	8時 30分~12時 00分、13時 00分~17時 00分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	8時~17時の営業時間内のトラック搬入と処理物(破碎タイヤ)のダンプでの搬出	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	月曜日~金曜日 8時~17時 (繁忙期は土曜日稼働もあり)	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動について、法・条例が規制する施設に該当しないため、届出は不要です。 (令和6年2月28日 いなべ市役所 環境部確認済) ・少量危険物の届出は指定数量以下になる為、該当しない(令和6年10月8日 桑名消防本部予防課確認済) ・建築基準法施行令130条の2に照らし用途変更後の処理能力が1.5倍以下であることから、新たに建築確認を行う必要はない (令和6年10月11日 三重県桑名建設事務所 建築開発室 確認済) 	
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	環境資源事業部
	T E L	0594-41-3737
	F A X	0594-41-3738

(第3面)

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面